

会 議 録

	令和7年度第1回和泉市景観審議会
開催日時	令和7年11月10日（月）10時00分から12時00分まで
開催場所	市役所別館3階 3-1, 3-2会議室
出席者	<p>（委員 7名） 下村委員、北條委員、若本委員、綿谷委員、摺出寺委員、亀元委員、坂上委員</p> <p>（事務局 6名） 都市政策室長、都市政策担当課長、都市政策担当総括主幹、都市政策担当まちづくり推進G 2名 都市政策担当都市計画G 1名</p>
会議の議題	<p>1. 議事</p> <p>（1）景観計画の運用状況について （2）景観に関する機運醸成のための取組みについて （3）景観賞受賞作品の選定について</p>
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・副市長挨拶 ・委嘱状交付 ・議事審議 ・その他 ・閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項【会議の公開・非公開、傍聴人数等】	会議公開、傍聴者0名

審 議 内 容 【発言者、発言内容、審議経過、結論等】

- 開会
- 森吉副市長挨拶
- 坂上委員委嘱状交付
- 副市長退室
- 審議会委員紹介
- 事務局職員紹介
- 議事（１）「景観計画の運用状況について」

【事務局】

資料に基づき説明

【下村会長】

- ・取り上げた案件を中心にご質問、ご意見願う。

【坂上委員】

- ・協議成立後、協議通りに実施していない場合に罰則はあるか。
- ・指導結果により計画変更がなされて協議成立した場合で、数年後に指導結果に反する行為が行われるといった事例はないか。

【事務局】

- ・景観法上での罰則はあるが、景観条例上の罰則はない。
- ・本市景観計画運用開始から２年弱だが現状そのような事例はない。
該当事例があれば、計画変更に関する届出が必要な旨を指導することになる。

【下村会長】

- ・事務局には景観計画更新時などの検討資料として協議案件の各種データと申請位置について蓄積してもらっている。
- ・今後は協議結果通りに計画実施されているかといった確認等を含め、どのように活用していくかということも検討されたい。
- ・他にあればご質問願う。

【若本委員】

- ・台帳には助言・指導を書く欄がないが、あえて分けて管理しているのか。

- ・協議案件を類似案件としてまとめる際、何を基準に整理するのが気になる。美術館周辺が文化的に重要だというように地域的な類似性や、建物用途、位置、規模による類似性など、様々な角度からまとめることができるようにされると良い。
- ・助言・指導内容に関する記録については、案件に対する課題設定と手法を明確にして記録されると良い。例えば学校に関する案件であれば、正面性の確保や地域のシンボルとなる施設だということが重要だというように案件毎に課題設定があり、この場所だから具体的にこのような助言・指導をと整理していくと、案件に対する課題設定から手法が見えてくる。

【事務局】

- ・特別な意図があって分けている訳ではない。ご意見を含めて今後まとめ方を検討する。

【下村会長】

- ・これまでの経験値をいかに活かしていくか。
- ・例えば、データベース化の際に、案件、課題、助言・指導内容といったものを地域的に絞り込み可能にし、さらに主要道路沿線地域や住宅地域、商業・業務系地域などの観点で整理することで、同じ地域でもより類似性を保った整理や検索が可能。延いては、景観計画そのものや形成基準の見直しの際に、有用な資料となりうる。
- ・現状件数が少ないため要素の追加は可能と考える。今後予定される計画見直しを見据え、土地利用現況図との関係や建物用途種別等の項目を増やして整理し、活用されたい。
- ・他はいかがか。

【亀元委員】

- ・大阪府景観条例から和泉市景観条例による運用に移行し、助言・指導される中で、強制的な権限がなく協議が難航する面もあるのではと思うが、市としての実感を伺いたい。

【事務局】

- ・予算の都合により助言・指導に沿うことができないという回答を受け、対応に苦慮する場面があった。行為計画における設計以外の箇所に関する助言・指導への景観配慮について対応いただけるということで、協議を完了した。

【下村会長】

- ・和泉市において景観計画の運用が始まり、屋外広告物に関する規制が強化されたことについて、屋外広告業界ではどのように見ているのか。綿谷委員に状況を伺いたい。

【綿谷委員】

- ・屋外広告業界では、安全なくして景観はなり立たないという考えを浸透させているところであり、その実現のためには屋外広告物掲出の際に必要な、各自治体への申請の実施率を上げる必要がある。その方策として各自治体への申請の際に必要な安全点検の実施資格取得の場として、安全点検講習会を開催し、安全の維持向上のために努めている。
- ・屋外広告業者は、施主様から依頼があればその通りに施行せざるを得ないという現状がある。景観協議の中で施主様に対し、良い広告、良い看板とはこういうものだと説明できる場があることは非常に良いことであると思う。
- ・市において良い看板を選定され、屋外広告業界との啓発まちあるきを実施する中で安全性の確認がなされたものについては、良い広告としてホームページで紹介するといった取組みをしている市もある。ぜひそのような取組みの実施も検討されたい。

【下村会長】

- ・大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）では、サインに関する賞を作り、まちを先導するインパクトのある良好なサインを表彰する取組みも行っている。
- ・今回の和泉市の取組みは、子どもたちを対象に絵画を募集し、絵を評価、絵画を描いた生徒を表彰することによる、子どもたちの意識醸成という話を中心となっている。
- ・一方で景観賞というと、建築物や柱のような構造物等、何かしらの対象物を評価することが多い。
- ・景観賞を設ける際には、何を評価の対象物とするかを定める必要があり、その1つにはサインがある。
- ・今後の取組みの検討に際しては、見る対象物を評価する方法と、見る側の主体を評価する方法があることを念頭に、どちらの方法で実施するかということも検討されたい。
- ・他にいかがか。

【摺出寺委員】

- ・動画のような広告を流す大きな看板がロードサイドに掲出されているのを目にすること

がある。目を取られるなど、安全面は大丈夫か。また広告内容にも審査があるのか。

【事務局】

- ・デジタルサイネージについては、景観計画策定のときから課題意識を持って取組んでいる。
- ・デジタルサイネージも広告物であるため、景観計画とは別に屋外広告の許可が必要であり、例えば設置位置については警察との絡みもあり、信号と被らないようにする必要も出てくる。そういった点についても屋外広告の許可の中で一定の判断をしている。
- ・加えて景観計画の中で、一定規模以上のサイネージに関しては、色彩や明るさ、画像の展開有無や動きの有無といったところを景観形成の基準として設けて運用しており、景観、屋外広告の両面から確認を行っている。

【下村会長】

- ・20年ほど前から大阪市内でサイネージが見られるようになり、高さなどの制限を検討した。今ではサイネージパネルが安価になり、大阪市内のみならず見られるようになってきた。
- ・特に信号の辺りは協議が入ってくるため、本市でも基準を設け運用している状況かと思う。

○議事（2）「景観に関する意識醸成のための取組みについて」

【事務局】

資料に基づき説明

【下村会長】

- ・議事内容が実績報告的な側面が強く感じる。実績報告と同時に、次年度予定している事業について報告・相談をする等、委員の皆様から意見をいただけるような内容にされると、より審議会が充実するのではないか。
- ・今年度の実施が予定されているのは小学生を対象とする景観の絵画展だが、①「子供の絵画展」、②「サインに関する取組み」、③「和泉市百選」といった内容で、まちの誇りをどう情報提供するかという検討が可能かと思う。
- ・一度に全てを実施するのは困難であるため、ローテーションでの実施というようなこと

を考えていく必要があるのではとも思う。

- ・外部の協力により実施されているものが複数ある。継続的な取り組みであれば PDCA を進めて中身を考えていけるが、短期的な取り組みであればもったいなく感じる。
- ・他にあればご意見願う。

【若本委員】

- ・アンケートはしっかり取られると良い。アンケートの目的に、伝えたかったことが伝わっているかの確認があり、PDCA の参考にもなるかと思う。庁内向けに、イベントを通じて市民等から意見をもらい、業務にフィードバックしていることを示すこともできる。
- ・アンケートは回答を得られやすいよう項目を絞られ、実のあるものとされたい。3～4 年継続する中で評価が少しずつ変化してくると、景観行政を継続してきた効果も一定見られるかと思う。

【下村会長】

- ・行政の取り組みに関して、写真展やまちあるき等されるが、将来をになる若い夫婦等の社会参加はどうしても減少傾向にあると実感している。
- ・年配の方を含め、地域を良く理解している方が魅力を感じ、それを若い方が認識するとうように意識醸成のターゲットを絞りんで取り組みを実施されると良い。
- ・沢山の取り組みを実施されており、表に整理されているため、今後は不足している主体の確認や、ターゲットをどのように絞るか、またどのような手法で意識醸成を進めるかということ意識し、不足部分を充足されるよう検討されたい。
- ・委員意見の通り、アンケートにて効果測定し、5 年 10 年先を見据えて次の計画変更に向けて資料作成をされると良い。実績報告と同時に、今後に向けてイベント内容を整理していく必要があると思う。

○議事（3）「景観賞受賞作品の選定について」

【事務局】

資料に基づき説明

○低学年の部 最優秀景観賞 1 作品の選定

- 得票数 6 票により、番号②「旅館から見た和歌山の夏の海」に決定

○低学年の部 優秀景観賞 2 作品の選定

- 得票数 3 票により、番号④「家族とみた夜空いっぱいの花火」が決定。
- 得票数 2 票で番号①「にわのひまわり」及び番号⑤「五島で見た星空」が得票数同数であったため、委員の合議を図る。

【若本委員】

- ・番号①が良いと思う。住民参加で景観まちづくりをする際、花や庭を作ることが非常に重要で、ひまわりというのは、基本的に誰かが種を植えてそこから育てて、できているものかと思う。そういった人の手が入った景観ということで①が良いかと思う。

【下村会長】

- ・絵画賞ではなく景観賞であるというのが難しいと思っている。学生にはアップで単体を示すというのが景観ではないと教えているが、若本委員の言うように景観的な側面も捉えられている。一方は自然の現象が描かれているというところで悩むが、元気さやインパクトから、私も①の方が良い気がする。

【坂上委員】

- ・⑤に投票した。絵画としてはやはり⑤が一番良いと思うが、先生方の意見を伺う中で、自然のみではなく、ひまわりのように自然の中でありながら人の手の入ったものということで景観としての良さもある気がするので、①と⑤のどちらも良いと思う。皆様の意見に合わせる。

【綿谷委員】

- ・①に投票した。若本委員の意見にあった通り、小学生が自分の好きな庭で、学校で鉢植えたものを持って帰ってきた夏休みの風景。そこが好きな景観であるというイメージが見えたので、①を選んだ。

【事務局】

- ・①を優秀賞とすることでどうかとご意見いただいていると認識している。①を優秀賞として選定させていただくということで、皆様よろしいか。

【委員各位】

- ・異議なし。
- 委員の合議により番号①「にわのひまわり」が景観優秀賞に決定。

○高学年の部 最優秀景観賞 1 作品の選定

- 得票数 7 票により、番号③「鶴山台団地から見る夕日」に決定。

○高学年の部 優秀景観賞 2 作品の選定

- 得票数 5 票により、番号②「沖縄の海」に決定。
- 得票数 2 票により、番号④「夏の雲」に決定。

○各作品への講評・感想

- 低学年の部、最優秀賞の番号②「旅館から見た和歌山の夏の海」について

【若本委員】

- ・海と空、緑という自然と、人間が作った建物が調和している風景が好きだというのが、まさに景観を表現しており良いと思う。
- ・近景として自分のいる旅館の軒先と手すりを描きフレームのようにし、見る側と見られる側がちょうど良い関係で、非常に良い景観を創っているというのが表現できていると思う。

- 低学年の部、優秀賞の番号①「にわのひまわり」について

【若本委員】

- ・景観まちづくりと言った時に非常に大切なこととして、市民の方が自分の手で、花を育てることや庭を作ること、また家の周りを綺麗にするというような活動がある。
- ・例えばひまわりを挙げてくれているのは、きっと自分で種から育て、こういった花を咲かせ、それが好きな風景になっている。そういうことを考えると景観として非常にふさわしい絵画ではないかと思う。

【下村会長】

- ・学校か家の庭のひまわりとして植えたのかは分からないが、それはまちの景観づくりに繋がる必要とされることであるというような話を書いておけば、景観賞を選んだ理由になるのではないかと思う。

- 低学年の部、優秀賞の番号④「家族とみた夜空いっぱいの花火」について

【亀元委員】

- ・この中で一番年少な感じはしたが、小さい頃の思い出は景色として残るものかと思い、その楽しさのようなものが一番ダイレクトに伝わってくる絵画だと思い投票した。

【下村会長】

- ・ 亀元委員のご意見で十分説明がつくのではないかと思います。私も投票したが、景観づくりに花火が必要かというのはあるが、元気なご家族の楽しい様子が、地域の風景づくりに寄与しているのではないかと思います。

【若本委員】

- ・ 付け加えるのであれば、あんな楽しそうな風景や人の活動を作るために景観行政をやっているんだ、ぐらいのことを言っても良いのではと思う。目指しているところは、単に綺麗な建物にしようとかというわけではないと思う。

● 高学年の部、最優秀賞の番号③「鶴山台団地から見る夕日」について

【摺出寺委員】

- ・ 鶴山台団地ということで、地元での生活の中の一コマを綺麗に描かれていると思う。夕日も綺麗に映っており、飛行機も描かれており懐かしい感じがする。

【事務局】

- ・ 摺出寺委員からご意見のあった、生活の中の一コマを切り取ったような風景ということもあり、とても夕日が綺麗だったんだらうなというところが、伝わる作品かというふうにするが他に何かあればご意見願う。

【下村会長】

- ・ そういうことでよろしいのではないか。地元の風景をしっかりと描いている点と同時に、その辺が好きなのかなということまで予測されるような風景になっており、地元に対する景観の良さを示している点がやはり良いと思う。そのようなところをべた褒めされたら良いかと思う。
- ・ 絵の下の3分の1がしっかりと塗られており、絵のバランスも良いかと思う。

【若本委員】

- ・ べた褒めするのであれば、人工物が作っているスカイラインであるので、隣接市も入っているかもしれないが、みんなで作ったスカイラインに沈む夕日を描いているという、なかなか粋な作品かと思う。
- ・ さらに、あの風景は1日のうち15分ぐらいしかないような時間帯を描いたもので、時間とともに変化する景観をとらえており、とても良いと思う。

●高学年の部、優秀賞の番号④「夏の雲」について

【北條副会長】

- ・季節が作品をぱっと見て夏というのが一目でわかるということ。
- ・雲に着目され、海と空があり、空の書き方で多分左の方に太陽があるのかという、周りに描いていないものまで見えてくるのが、私はすごく良いと思う。
- ・人工物は全く入っていないが、そこにある自然のものも景観というところで、景観の境界を広げていくような視点で、評価しても良いのではないかと思い投票した。

【事務局】

- ・番号④「夏の雲」については、自然の夏の雲というところに特化しているような内容になっており、北條副会長のご意見に則して、「そういったところも、景観で大事な要素としてありますよ」というように、まとめさせていただいてよろしいか。

【委員各位】

- ・異議なし

●高学年の部、優秀賞の番号②「沖縄の海」について

【綿谷委員】

- ・基本的に場所をイメージできる場所を選んでいる。自分の好きな景観というテーマなので、好きな場所がイメージできたのが良いと思った。

【下村会長】

- ・夏の雄大な風景を描いており、その美しさに興味を持ってもらうということが大事。
- ・高学年番号④「夏の雲」との大きな違いは、ハイビスカスという近景を描いているかどうか。構図的には、低学年②が旅館の柵を描いていることで奥行き感じるようになっており、高学年④は完全に海と空の雄大さを描いている。高学年②「沖縄の海」は身の回りのハイビスカスを横に描くことでが奥行きを感じさせ、場の表現としてはどちらも良いと思う。
- ・ただ、他の作品との比較は講評として適さないのでは、高学年ではあるが、雄大な風景がよかったねというような表現になるかとは思う。自分の身の回りのハイビスカスが描かれているのと同時にその背景に広がる海の様子が美しく評価できる、といった表現を記載

すれば良いかと思う。

【事務局】

- ・最優秀賞と優秀賞を選定いただいた。
- ・これら作品については、来年1月開催予定の展示会にて展示予定。
- ・今回いただいた講評内容を事務局にて整理し、作品と併せて展示予定。

○閉会

【事務局】

- ・次回審議会は、令和8年秋ごろを予定。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市景観審議会 会長 下村 泰彦